

第 6135 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月 7日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 関与税理士から損害賠償金を受け取った場合

**Q** : 私は、昨年オフィスビルを取得しましたが、関与税理士の手違いで消費税の還付が受けられなくなりました。そこで、損害の賠償を請求したところ、税理士から本来受け取るべきであった消費税相当額を受け取ることになりました。この金額は、どのような取扱いになるのでしょうか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

所得税では、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金は非課税とされていますが、その損害賠償金のうち、その損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、損害賠償金から当該金額を控除した金額に相当する部分が非課税とされています。お尋ねの損害賠償金は、消費税の還付が受けられなくなったその損失を補てんするものですから、上記の「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に該当するものと考えられます。しかしながら、所得税ではすでに消費税等の額が必要経費に算入されていることからすれば、必要経費に算入されている金額をその範囲内で補てんするものであり、所得税法上非課税とされる損害賠償金から除かれることになるものと考えられます。

したがって、受け取った金額は、不動産所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

